

学校法人神野学園評議員に対する報酬等の支給基準

（目的）

第1条 この基準は、学校法人神野学園の評議員に支給する報酬等について必要な事項を定める。

（報酬）

第2条 評議員には報酬を支給しない。

（交通費および諸経費）

第3条 評議員が学校法人神野学園の業務を遂行するために必要な交通費および諸経費は、実費を支給する。

（基準の改廃）

第4条 この基準の改廃は、評議員会へ諮問の上、理事会の決議を以って行うものとする。

附 則

1 この基準は令和7年4月1日から施行する。